



2019年度 就学援助制度のお知らせ



中城村では、**村立小中学校および琉球大学教育学部附属小中学校・球陽中学校・開邦中学校**へ在学している児童生徒の保護者を対象に、給食費や学用品費等の補助をおこなっております。

～ 就学援助を受けることができる世帯の範囲 ～

(要保護)

生活保護を受けている方が該当します。(医療費および修学旅行費のみの補助となります)

(準要保護)

生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っている方(おおむね次の事項にある方が該当します)

- (1) 生活保護を受けていたが、生活保護廃止になった方。
- (2) 村民税が非課税の方(世帯全員が所得割・均等割ともに課せられていない方)
- (3) 児童扶養手当を受給されている方。
- (4) 世帯の収入が基準額未満の方。(下記表を参照)

【収入基準額】・・・目安となる基準

世帯人数	世帯の構成	※総収入額
2人	親1人、小学生1人	約152万円
3人	両親、小学生1人	約201万円
3人	両親、中学生1人	約213万円
3人	親1人、小学生1人、中学生1人	約217万円
4人	両親、小学生1人、中学生1人	約262万円
5人	両親、幼児1人、小学生1人、中学生1人	約292万円
6人	両親、幼児1人、小学生2人、中学生1人	約339万円

※ 世帯員全員の収入が対象です。

「総収入額」＝所得控除前の金額(手取りの金額ではありません)

上の表に記載している総収入額は、おおよその目安です。基準となる金額は世帯の構成や年齢、所得控除の金額等により異なりますので、援助を希望する場合は申請することをお勧めします。

～ 申請に必要な書類 ～

- ① 就学援助申請書(兼同意書・委任状)・・・各学校事務室または教育総務課
- ② 住民票謄本・・・中城村役場住民生活課
- ③ 令和1年度の所得課税証明書(収入のある方全員)・・・中城村役場税務課

※②、③については世帯の収入状況及び住民情報等を教育委員会が確認することについて、**同意する場合は提出不要です。(申請書の「同意します」に○をつけた場合)**

また、平成31年1月1日に中城村以外の市町村に住んでいた場合は、その市町村から発行される「所得課税証明書(所得控除内訳あり)」を申請後の6月以降に提出して下さい。

- ④ 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を受給している方のみ。)
- ⑤ 診断書(現在治療中の疾病や怪我がある方のみ)
- ⑥ 生活保護廃止および停止通知の写し(生活保護が廃止または停止された方のみ。)
- ⑦ その他添付書類

上記以外でも、生活の状況を知らせるために必要な書類を提出していただく場合があります。どんな書類を添付する必要があるのかわからない場合は、下記の連絡先までご相談ください。

○ 提出期限および提出先

提出期限・・・令和1年5月31日(金)

提出先・・・各小中学校事務室または教育総務課(村民体育館内)

お問い合わせ先
 中城村教育委員会
 教育総務課学校教育係
 TEL: 895-3276



要保護・準要保護の補助について

○ 援助額（4月認定の場合）

【年額】

援助費目	学用品費	通学用品費 (1年生以外)	校外学習費	修学旅行費	新入学用品費 (1年生で未支給の方のみ)	PTA会費	給食費
小学生	¥11,520	¥2,250	¥1,580	実費 (15,500円)	¥40,600	¥3,410	¥45,100
中学生	¥22,510	¥2,250	¥2,290	実費 (65,000円)	¥47,400	¥4,220	¥50,600

※PTA会費については、同一学校内に兄弟がいる場合は、下学年の児童のみ支給

給食費については給食センターへ、PTA会費はPTA口座へ、修学旅行費（中学校）は中学校校長口座へ振り込みます。その他の援助費については上記の額を三回に分けて、申請していただく口座へ振り込みを行います。また校外学習費、修学旅行費（小学生）については2学期に振り込みます。

○ 医療費

教育委員会にて発行する医療券をもって病院にいていただくと、教育委員会へ医療費が請求されます。医療券の効力は発行した月の月末までなのでご注意ください。

医療費補助の対象となるもの（学校保健法施行令第8条による疾病）は以下のとおりです。

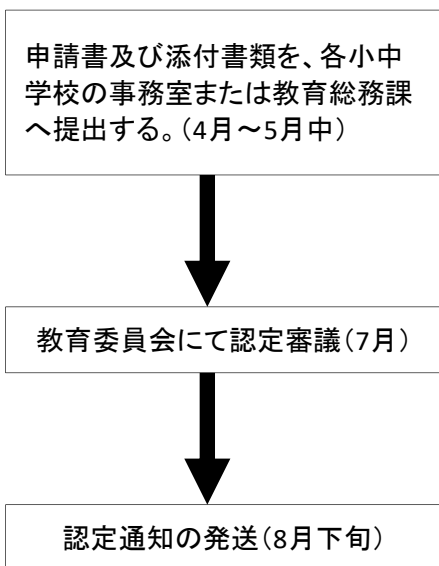
- (1) トラコーマ及び結膜炎
- (2) 白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）及び脳痲疹（のうかしん）
- (3) 中耳炎
- (4) 慢性副鼻腔炎（蓄膿症）及びアデノイド
- (5) 齲歯（むし歯）
- (6) 寄生虫（虫卵保有を含む）



○ その他

- ① 就学援助は年度ごとに申請が必要です。当初申請期限以降でも、随時申請することができます。随時申請で認定された場合、申請書を提出された月が認定月となります。
- ② 生活保護を受けている方は、上の表のうち修学旅行費・医療費のみ就学援助の対象となり、それ以外の経費は生活保護費から支給されます。

○ 申請から認定までの流れ～



提出期限（令和1年5月31日）

申請書の提出が遅れた場合、遡っての認定はできませんのでご注意ください。随時申請書の提出は可能ですが、申請書の提出された月が認定月となります。

申請書に書かれていることや添付していただいた資料をもとに教育委員会内にて審議を行います。審議内容は電話や口頭でお伝えすることはできませんのでご了承ください。

8月下旬に、各家庭に認定or否認定文書を発送します。